

開発行為に伴う流出増対策に係る指導要綱の補足説明

(第2条関係)

< 島根県土地利用対策要綱抜粋 >

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 宅地の造成、土石の採取その他の土地の区画形質の変更(土地の区画の変更にあつては、当該土地の利用目的を著しく変更するものに限る。(以下「開発行為」という。))に係る事業で、当該開発行為に係る区域(以下「開発区域」という。)の面積が1ヘクタール以上のものをいう。
- (2) 開発事業者 開発事業を行うもの(請負契約その他の契約に基づいて開発事業が行われる場合にあっては、当該契約の注文者)をいう。

< 公共事業等に関する連絡調整要綱抜粋 >

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共団体等 次に掲げる者をいう。
 - (イ) 国及び地方公共団体
 - (ロ) 国の設立に係る法人で、国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第14条に定めるもの
 - (ハ) 県の設立に係る地方住宅供給公社及び土地開発公社
 - (ニ) 市町村の設立に係る土地開発公社
- (2) 公共事業等 公共団体等が行う事業で、土地の区画形質の変更に係る区域(以下「開発区域」という。)の面積が1ヘクタール以上のものをいう。

(第3条関係)

河川の流域内での開発行為は、その開発形態、面積等にかかわらず、流域の流出機構を変化させることから、下流の流域の治水安全度に何らかの影響を及ぼすことになる。

このため、基本原則としては、すべての開発行為を対象とすべきであるが、すべての開発行為を対象として、流出増対策を考えることは、その運用が極めて困難である。

こうしたことから、開発面積が1ヘクタール以上で、下流において災害が発生するおそれのある事業を対象とした。

また、適用除外となる事業として、開発行為の下流に知事の管理する河川がない場合としており、具体的には次のような場合である。

- (1) 開発区域 - - 法定外水路 - - (準用河川) - - 大臣管理区間
(2) 開発区域 - - 法定外水路 - - (準用河川) - - 日本海
(1) の場合は国土交通省、(2) の場合は関係市町村と調整を行うものとする。

(第 6 条関係)

添付する図書には、開発事業の概要(開発協議書又は連絡調整依頼書)、下流の河川・水路の現況流下能力等に関する事項、許容放流量に関する事項、洪水調節に関する事項、ダム等の構造に関する事項を記載する。

また図面については、次に掲げるものを参考とする。

- ・ 開発区域の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
- ・ 開発区域及びその周辺の地域の現況を明らかにした図面
流域界、土地利用(流出係数)、上下流の河川(水路)の接続状況、
1 級・2 級・法定外水路の別、現況流下能力の調査地点等を記載する。
- ・ 開発後の土地利用計画を明らかにした図面
- ・ 開発後の排水系統等を明らかにした図面
流水方向、開発区域界、調整池の集水区域等を記載する。
- ・ 調整池の構造図、詳細図
- ・ 流域の変更がある場合には、現況と開発後の流域界、流域変更に係る面積、流域変更に伴う影響区間、影響区間内の河川管理施設及び水利用の状況を明らかにした図面。